



平成23年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(レ)第862号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 大阪簡易裁判所平成21年(ハ)第42757号)

口頭弁論終結日 平成23年3月23日

(上告期限は5月3日)

判 決

大阪市西淀川区

控 訴 人

訴 訟 代 理 人 弁 護 士

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被 控 訴 人

代 表 者 代 表 取 締 役

訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

同

同

同

同

牧 野 聡

ア コ ム 株 式 会 社

木 下 盛 好

高 橋 悦 夫

駒 井 慶 太

妻 鹿 直 人

坂 根 智 和

中 島 亮 平

大 西 正 朗

主 文

- 1 被控訴人は、控訴人に対し、7万7316円及びうち6万8950円に対する平成22年11月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 控訴費用は、被控訴人の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる
- 4 なお、原判決は、控訴人の訴えの交換的変更により、失効している。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨 (控訴人)

主文同旨 (控訴人は、原審において70万9055円及びうち65万381

9円に対する平成21年1月26日から支払済みまで年5%の割合による金員の支払を請求していたが、当審において訴えを交換的に変更した。)

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人は、平成7年7月15日から平成21年1月25日までの間、別紙計算書記載のとおり、被控訴人から金銭を借り入れ、これに対して弁済することを繰り返していたが、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「利息制限法」という。）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被控訴人は過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから悪意の受益者であると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金62万1070円、平成21年1月25日までの民法704条所定の年5分の割合による利息5万1439円及び過払金元金に対する同月26日から支払済みまでの利息の支払を求めた。

原審は、被控訴人は最高裁平成18年1月13日判決（民集60巻1号1頁、以下「平成18年判決」という。）以前においては、本件取引について、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）43条1項（上記法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）の適用があると認識しており、かつ、そのように認識するについてやむを得ないといえる特段の事情が存在する旨判示して、控訴人の請求のうち平成18年判決以前の取引について被控訴人が悪意の受益者であるとして民法704条による利息の支払を求める部分を棄却したため、これを不服とする控訴人が控訴をした。

控訴人は、原判決言渡後に、被控訴人から原審において認められた金員の一部につき弁済を受けたことから、当審において、別紙計算書に基づく計算結果のうち、原審において棄却された部分及び認容されたものの弁済を受けていな

い部分の請求に訴えの交換的変更をし、被控訴人はこれに同意した。

なお、原判決は、当審において訴えが交換的に変更されたことにより、失効している。

2 前提事実（当事者間に争いがない。）

(1) 被控訴人は、貸金業者であり、控訴人は被控訴人の顧客として、平成7年7月15日から平成21年1月25日までの間、別紙計算書の「年月日」欄記載の日に、「借入金額」欄記載の金員を借り入れ、又は「弁済額」欄記載の金員を返済して、継続的金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）をしていた者である。

(2) 被控訴人は、本件取引に係る基本契約の約款に、約定利息の支払の遅滞を理由とする期限の利益の当然喪失条項を定めていた。

3 当審における争点及び当事者の主張

平成18年1月13日以前の取引における悪意の受益者

(1) 控訴人の主張

ア 貸金業法43条1項は、その要件として、同法17条及び18条に定める書面（以下それぞれ「17条書面」及び「18条書面」という。）の交付を求めているところ、17条1項6号は明文で「返済期間及び返済回数」を明記することを、同法18条1項2号及び3号は明文で「契約年月日」及び「貸付けの金額」を記載することを定めており、被控訴人は、貸金業者であるから、これらの記載を欠いた書面を交付したところで、最高裁判所が同法43条1項の適用を認める余地がないことを容易に知り得たところである。

被控訴人は、控訴人に対して上記各要件の欠落した書面しか交付していないし、これらの書面が交付されていない取引が多数回存在するため、被控訴人には同法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったとはいえない。

イ 被控訴人は、平成14年11月以前において、取引履歴を改ざんし、実際の貸付額より水増しし、又は返済金額を少なくして顧客に開示していたが、判明しているだけで15店舗、社員31名がこのようなことを行っており、組織的に企画し、社員に指導していたことは容易に推認され、自社の貸付けに関して貸金業法43条1項の適用がないことを確定的に覚知していたといえる。

(2) 被控訴人の主張

ア 被控訴人は、控訴人との取引開始当時より、取引の都度、17条書面及び18条書面に当たる各書面を交付していたから、本件取引に貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについて、やむを得ないといえる特段の事情があった。

イ 控訴人主張の違法行為を行っていたのは一部社員に止まり、上記行為は被控訴人の内部監査により発覚したものであり、また、主体的に対応策を講じているのであって、組織的に行っていたとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 争点（平成18年判決以前の取引における悪意の受益者）について

- (1) 利息制限法所定の制限を超える約定利息と共に元本を分割返済する約定の金銭消費貸借において、債務者が利息制限法所定の制限を超える約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約の下で、利息として制限超過部分を支払った場合には、債務者において約定の元本と共に制限超過部分を支払わない限り期限の利益を喪失するとの誤解が生じなかったといえるような特段の事情がない限り、制限超過部分の支払は、貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ものということとはできない（平成18年判決）。前記前提事実(2)のとおり、本件取引には、期限の利益喪失約款があるところ、平成18年判決の言渡し以前にされた期限の利益喪失特約下での支払については、これを受領したことを理由とし

て悪意の受益者であると推定することはできない（最高裁平成21年7月10日判決・民集63巻6号1170頁）から、平成18年判決以前の取引について、被控訴人が控訴人に対し、17条書面及び18条書面を交付したかどうかにつき検討する必要がある。

- (2) 証拠（乙5、乙7）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、現金自動預払機を利用した取引（以下「ATM取引」という。）について、顧客に対して個別明細書が自動的に作成、交付されるシステムを構築しており、被控訴人は、控訴人に対し、本件取引のうちATM取引によるものについては、少なくとも被控訴人において17条書面又は18条書面に当たると認識していた個別明細書を交付したことが認められる。

他方、証拠（乙5）によれば、本件取引のなかには、ATM取引ではなく、提携店又は被控訴人の店頭における取引によるものがあることが認められるところ、本件全証拠によるも、これらの取引につき、被控訴人が控訴人に対し、上記各書面を交付したとは認められない。確かに、乙第14号証によれば、提携先であるセブン銀行の現金自動預払機による取引について被控訴人が指定する内容を記載した明細書が自動的に作成、交付されるシステムを構築していたことが認められるが、初版作成日は平成14年6月18日とされており、それ以前においては、上記システムが構築されていたかどうかさえ明らかでない。

- (3) 乙第5号証及び弁論の全趣旨によれば、本件取引において、初めて過払金が発生したのは、控訴人が、平成10年1月19日、43万3615円を弁済した際であり、これは店頭取引であることが認められるところ、上記(2)認定のとおり、被控訴人は、この弁済を受領するに際し18条書面を交付したとは認められないから、被控訴人において、貸金業法43条1項の適用があると認識したことがやむを得ないとはいえない。また、貸金業法が弁済受領時に貸金業者に18条書面の交付を義務づけた趣旨には、貸金業者が受領し

た金員を利息、損害金及び元本のいずれにいくら充当したかを債務者に明らかにすることによって、充当計算の手がかりを与え、残債務の額を明らかにすることも含まれていると解されるところ、上記弁済には貸金業法43条1項の適用がないことに照らすと、被控訴人がその後弁済を受領した際に控訴人に交付した書面に記載された充当額及び残債務額は、客観的に正しい額と大幅に乖離することは明らかであって、もはや債務者に充当計算の手がかりを与えるものとはいえず、18条書面の要件を満たしていないというべきである。

(4) したがって、被控訴人は、少なくとも平成10年1月19日以降の弁済の受領に当たっては、制限超過部分の利息の受領につき貸金業法43条1項の適用があると認識したことについてやむを得ない事情があるといえないから、悪意の受益者であるといえることができる。

2 以上によれば、被控訴人は、本件取引につき利息制限法所定の制限利率を適用して引直し計算を行い、これにより生じた過払金のうち、平成18年1月13日までに発生していたものについても、その発生時から民法704条前段の利息の支払義務を負うことになり、別紙計算書記載のとおり、最終取引日である平成21年1月25日の時点で、被控訴人が法律上の原因なく利得した過払金元金は62万1070円であり、これに対する確定利息金が5万1439円生じていたこととなる。

弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、平成22年11月9日、控訴人に対し、不当利得元金として55万2120円、平成18年判決後平成21年1月25日までの年5分の割合による利息として4万3451円、同月26日から平成22年10月26日までの年5分の割合による利息として4万8329円を支払ったことが認められる。したがって、被控訴人は、上記金額からこれらを控除した残金、即ち、不当利得元金6万8950円、平成21年1月25日時点における年5分の割合による利息7988円、55万212

0円に対する平成22年10月26日から同年11月9日までの年5分の割合による利息1058円及び6万8950円に対する平成21年1月26日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払義務を負う。

第4 結論

よって、控訴人の当審における不当利得返還請求は理由がある（利息については一部請求にあたる。）から、これを認容し、なお、原判決は、控訴人の当審における訴えの交換的変更により、当然にその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第16民事部

裁判長裁判官 森 純 子

裁判官 寺 元 義 人

裁判官 泉 地 賢 治

(別紙)

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: 富田 浩二郎
 会員番号: 14219324
 貸金業者: アコム㈱

過払利率 5%

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H7. 7. 15	30,000		0.2				30,000		
2	H7. 7. 26	90,000		0.18	11	180	180	120,000	0	0
3	H7. 8. 16		10,000	0.18	21	1,242	0	111,422	0	0
4	H7. 8. 16	20,000		0.18	0	0	0	131,422	0	0
5	H7. 9. 2	10,000		0.18	17	1,101	1,101	141,422	0	0
6	H7. 9. 19	10,000		0.18	17	1,185	2,286	151,422	0	0
7	H7. 9. 19		10,000	0.18	0	0	0	143,708	0	0
8	H7. 9. 26	100,000		0.18	7	496	496	243,708	0	0
9	H7. 10. 4	4,000		0.18	8	961	1,457	247,708	0	0
10	H7. 10. 9	20,000		0.18	5	610	2,067	267,708	0	0
11	H7. 10. 9	5,000		0.18	0	0	2,067	272,708	0	0
12	H7. 10. 12		12,000	0.18	3	403	0	263,178	0	0
13	H7. 10. 30	30,000		0.18	18	2,336	2,336	293,178	0	0
14	H7. 11. 15		12,000	0.18	16	2,313	0	285,827	0	0
15	H7. 11. 19	4,000		0.18	4	563	563	289,827	0	0
16	H7. 12. 6		20,000	0.18	17	2,429	0	272,819	0	0
17	H7. 12. 8	7,000		0.18	2	269	269	279,819	0	0
18	H7. 12. 10	6,000		0.18	2	275	544	285,819	0	0
19	H8. 1. 10		12,000	0.18	31	4,365	0	278,728	0	0
20	H8. 2. 14		15,000	0.18	35	4,797	0	268,525	0	0
21	H8. 3. 18		12,000	0.18	33	4,358	0	260,883	0	0
22	H8. 3. 26	6,000		0.18	8	1,026	1,026	266,883	0	0
23	H8. 4. 21		12,000	0.18	26	3,412	0	259,321	0	0
24	H8. 5. 20		15,000	0.18	29	3,698	0	248,019	0	0
25	H8. 5. 22		13,000	0.18	2	243	0	235,262	0	0
26	H8. 7. 9	3,000		0.18	48	5,553	5,553	238,262	0	0
27	H8. 7. 11		20,000	0.18	2	234	0	224,049	0	0
28	H8. 8. 14		13,000	0.18	34	3,746	0	214,795	0	0
29	H8. 9. 15	10,000		0.18	32	3,380	3,380	224,795	0	0
30	H8. 9. 16	10,000		0.18	1	110	3,490	234,795	0	0
31	H8. 9. 18	12,000		0.18	2	230	3,720	246,795	0	0
32	H8. 9. 18		12,000	0.18	0	0	0	238,515	0	0
33	H8. 9. 20	10,000		0.18	2	234	234	248,515	0	0
34	H8. 9. 21	10,000		0.18	1	122	356	258,515	0	0
35	H8. 10. 14		20,000	0.18	23	2,924	0	241,795	0	0
36	H8. 11. 4	100,000		0.18	21	2,497	2,497	341,795	0	0
37	H8. 11. 16		20,000	0.18	12	2,017	0	326,309	0	0
38	H8. 12. 11		20,000	0.18	25	4,011	0	310,320	0	0
39	H8. 12. 27		20,000	0.18	16	2,441	0	292,761	0	0
40	H9. 1. 31		20,000	0.18	35	5,051	0	277,812	0	0
41	H9. 3. 7		20,000	0.18	35	4,795	0	262,607	0	0
42	H9. 3. 9	20,000		0.18	2	259	259	282,607	0	0
43	H9. 3. 13	20,000		0.18	4	557	816	302,607	0	0
44	H9. 3. 15	20,000		0.18	2	298	1,114	322,607	0	0
45	H9. 3. 18	20,000		0.18	3	477	1,591	342,607	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H9.3.23	15,000		0.18	5	844	2,435	357,607	0	0
47	H9.3.25		20,000	0.18	2	352	0	340,394	0	0
48	H9.4.28		20,000	0.18	34	5,707	0	326,101	0	0
49	H9.5.3	20,000		0.18	5	804	804	346,101	0	0
50	H9.5.5	10,000		0.18	2	341	1,145	356,101	0	0
51	H9.5.31		20,000	0.18	26	4,565	0	341,811	0	0
52	H9.6.28		20,000	0.18	28	4,719	0	326,530	0	0
53	H9.7.25		20,000	0.18	27	4,347	0	310,877	0	0
54	H9.7.25	10,000		0.18	0	0	0	320,877	0	0
55	H9.7.27	20,000		0.18	2	316	316	340,877	0	0
56	H9.8.4	11,000		0.18	8	1,344	1,660	351,877	0	0
57	H9.8.4	10,000		0.18	0	0	1,660	361,877	0	0
58	H9.8.11		30,000	0.18	7	1,249	0	334,786	0	0
59	H9.8.24	10,000		0.18	13	2,146	2,146	344,786	0	0
60	H9.9.6	2,000		0.18	13	2,210	4,356	346,786	0	0
61	H9.9.15		20,000	0.18	9	1,539	0	332,681	0	0
62	H9.10.13		20,000	0.18	28	4,593	0	317,274	0	0
63	H9.11.3	5,000		0.18	21	3,285	3,285	322,274	0	0
64	H9.11.16		20,000	0.18	13	2,066	0	307,625	0	0
65	H9.11.16	3,000		0.18	0	0	0	310,625	0	0
66	H9.11.23	30,000		0.18	7	1,072	1,072	340,625	0	0
67	H9.12.14		20,000	0.18	21	3,527	0	325,224	0	0
68	H10.1.19		433,615	0.18	36	5,773	0	-102,618	0	0
69	H10.2.14	10,000		0.18	26	0	0	-92,983	-365	0
70	H10.2.14	10,000		0.18	0	0	0	-82,983	0	0
71	H10.2.21	10,000		0.18	7	0	0	-73,062	-79	0
72	H10.2.25	100,000		0.18	4	0	0	26,898	-40	0
73	H10.3.8	10,000		0.18	11	145	145	36,898	0	0
74	H10.3.15	10,000		0.18	7	127	272	46,898	0	0
75	H10.3.15		15,000	0.18	0	0	0	32,170	0	0
76	H10.3.21	10,000		0.18	6	95	95	42,170	0	0
77	H10.3.22	110,000		0.18	1	20	115	152,170	0	0
78	H10.3.28	10,000		0.18	6	450	565	162,170	0	0
79	H10.3.29	20,000		0.18	1	79	644	182,170	0	0
80	H10.4.10		50,000	0.18	12	1,078	0	133,892	0	0
81	H10.4.19	10,000		0.18	9	594	594	143,892	0	0
82	H10.4.22	10,000		0.18	3	212	806	153,892	0	0
83	H10.4.24	150,000		0.18	2	151	957	303,892	0	0
84	H10.4.30		100,000	0.18	6	899	0	205,748	0	0
85	H10.5.24	100,000		0.18	24	2,435	2,435	305,748	0	0
86	H10.5.30		100,000	0.18	6	904	0	209,087	0	0
87	H10.6.27	100,000		0.18	28	2,887	2,887	309,087	0	0
88	H10.7.2		110,000	0.18	5	762	0	202,736	0	0
89	H10.7.28	48,000		0.18	26	2,599	2,599	250,736	0	0
90	H10.8.2		60,000	0.18	5	618	0	193,953	0	0
91	H10.8.28	48,000		0.18	26	2,486	2,486	241,953	0	0
92	H10.9.1		60,000	0.18	4	477	0	184,916	0	0
93	H10.9.28	48,000		0.18	27	2,462	2,462	232,916	0	0
94	H10.10.3		63,000	0.18	5	574	0	172,952	0	0
95	H10.10.26	48,000		0.18	23	1,961	1,961	220,952	0	0
96	H10.11.1		63,000	0.18	6	653	0	160,566	0	0
97	H10.11.30		15,000	0.18	29	2,296	0	147,862	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H10.12.30		25,000	0.18	30	2,187	0	125,049	0	0
99	H11.2.1		15,000	0.18	33	2,035	0	112,084	0	0
100	H11.2.28		15,000	0.18	27	1,492	0	98,576	0	0
101	H11.4.4		20,000	0.18	35	1,701	0	80,277	0	0
102	H11.5.4		20,000	0.18	30	1,187	0	61,464	0	0
103	H11.6.5		20,000	0.18	32	969	0	42,433	0	0
104	H11.6.30		30,000	0.18	25	523	0	12,956	0	0
105	H11.8.3		12,000	0.18	34	217	0	1,173	0	0
106	H11.9.3		12,000	0.18	31	17	0	-10,810	0	0
107	H11.10.6		12,000	0.18	33	0	0	-22,810	-48	-48
108	H11.11.4		12,000	0.18	29	0	0	-34,810	-90	-138
109	H11.11.4	30,000		0.18	0	0	0	-4,948	0	0
110	H11.11.5	5,000		0.18	1	0	0	52	0	0
111	H11.11.9	10,000		0.18	4	0	0	10,052	0	0
112	H11.11.9	10,000		0.18	0	0	0	20,052	0	0
113	H11.11.17	10,000		0.18	8	79	79	30,052	0	0
114	H11.11.17	10,000		0.18	0	0	79	40,052	0	0
115	H11.11.17	10,000		0.18	0	0	79	50,052	0	0
116	H11.11.20	10,000		0.18	3	74	153	60,052	0	0
117	H11.11.20		10,000	0.18	0	0	0	50,205	0	0
118	H11.12.6	40,000		0.18	16	396	396	90,205	0	0
119	H11.12.6	10,000		0.18	0	0	396	100,205	0	0
120	H11.12.9	50,000		0.18	3	148	544	150,205	0	0
121	H11.12.27		12,000	0.18	18	1,333	0	140,082	0	0
122	H11.12.28	10,000		0.18	1	69	69	150,082	0	0
123	H11.12.29	30,000		0.18	1	74	143	180,082	0	0
124	H11.12.31	10,000		0.18	2	177	320	190,082	0	0
125	H12.1.5	30,000		0.18	5	467	787	220,082	0	0
126	H12.1.31		15,000	0.18	26	2,814	0	208,683	0	0
127	H12.2.3	40,000		0.18	3	307	307	248,683	0	0
128	H12.2.7	40,000		0.18	4	489	796	288,683	0	0
129	H12.3.6		15,000	0.18	28	3,975	0	278,454	0	0
130	H12.4.10		15,000	0.18	35	4,793	0	268,247	0	0
131	H12.5.8		15,000	0.18	28	3,693	0	256,940	0	0
132	H12.6.11		15,000	0.18	34	4,296	0	246,236	0	0
133	H12.7.6		15,000	0.18	25	3,027	0	234,263	0	0
134	H12.8.2		15,000	0.18	27	3,110	0	222,373	0	0
135	H12.9.4		15,000	0.18	33	3,609	0	210,982	0	0
136	H12.10.9		15,000	0.18	35	3,631	0	199,613	0	0
137	H12.11.13		15,000	0.18	35	3,435	0	188,048	0	0
138	H12.12.14		15,000	0.18	31	2,866	0	175,914	0	0
139	H13.1.14		15,000	0.18	31	2,685	0	163,599	0	0
140	H13.2.16		15,000	0.18	33	2,662	0	151,261	0	0
141	H13.3.16		15,000	0.18	28	2,088	0	138,349	0	0
142	H13.4.8	20,000		0.18	23	1,569	1,569	158,349	0	0
143	H13.4.16		15,000	0.18	8	624	0	145,542	0	0
144	H13.5.20	20,000		0.18	34	2,440	2,440	165,542	0	0
145	H13.5.20		20,000	0.18	0	0	0	147,982	0	0
146	H13.6.24		15,000	0.18	35	2,554	0	135,536	0	0
147	H13.7.29		15,000	0.18	35	2,339	0	122,875	0	0
148	H13.9.2		15,000	0.18	35	2,120	0	109,995	0	0
149	H13.9.30		15,000	0.18	28	1,518	0	96,513	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H13.11.3	15,000		0.18	34	1,618	1,618	111,513	0	0
151	H13.11.4		15,000	0.18	1	54	0	98,185	0	0
152	H13.11.6	7,000		0.18	2	96	96	105,185	0	0
153	H13.12.9	15,000		0.18	33	1,711	1,807	120,185	0	0
154	H13.12.10		15,000	0.18	1	59	0	107,051	0	0
155	H14.1.7		15,000	0.18	28	1,478	0	93,529	0	0
156	H14.2.9		15,000	0.18	33	1,522	0	80,051	0	0
157	H14.3.9		15,000	0.18	28	1,105	0	66,156	0	0
158	H14.4.15		20,000	0.18	37	1,207	0	47,363	0	0
159	H14.5.6	15,000		0.18	21	490	490	62,363	0	0
160	H14.5.13		15,000	0.18	7	215	0	48,068	0	0
161	H14.6.1	20,000		0.18	19	450	450	68,068	0	0
162	H14.6.17		15,000	0.18	16	537	0	54,055	0	0
163	H14.6.24	3,000		0.18	7	186	186	57,055	0	0
164	H14.7.2		15,000	0.18	8	225	0	42,466	0	0
165	H14.8.6		15,000	0.18	35	732	0	28,198	0	0
166	H14.8.17	10,000		0.18	11	152	152	38,198	0	0
167	H14.8.22	1,000		0.18	5	94	246	39,198	0	0
168	H14.8.23	1,000		0.18	1	19	265	40,198	0	0
169	H14.9.4		15,000	0.18	12	237	0	25,700	0	0
170	H14.10.1		15,000	0.18	27	342	0	11,042	0	0
171	H14.10.14	8,000		0.18	13	70	70	19,042	0	0
172	H14.10.17	2,000		0.18	3	28	98	21,042	0	0
173	H14.10.25	2,000		0.18	8	83	181	23,042	0	0
174	H14.11.5		15,000	0.18	11	124	0	8,347	0	0
175	H14.11.18	1,000		0.18	13	53	53	9,347	0	0
176	H14.11.19	1,000		0.18	1	4	57	10,347	0	0
177	H14.12.10		15,000	0.18	21	107	0	-4,489	0	0
178	H15.1.7		15,000	0.18	28	0	0	-19,489	-17	-17
179	H15.1.23	4,000		0.18	16	0	0	-15,548	-42	0
180	H15.1.25	2,000		0.18	2	0	0	-13,552	-4	0
181	H15.1.30		15,000	0.18	5	0	0	-28,552	-9	-9
182	H15.2.12		497,488	0.18	13	0	0	-526,040	-50	-59
183	H17.6.15	500,000		0.18	854	0	0	-87,566	-61,467	0
184	H17.7.20		15,000	0.18	35	0	0	-102,566	-419	-419
185	H17.8.24		15,000	0.18	35	0	0	-117,566	-491	-910
186	H17.9.28		15,000	0.18	35	0	0	-132,566	-563	-1,473
187	H17.11.2		15,000	0.18	35	0	0	-147,566	-635	-2,108
188	H17.12.7		15,000	0.18	35	0	0	-162,566	-707	-2,815
189	H18.1.11		15,000	0.18	35	0	0	-177,566	-779	-3,594
190	H18.2.15		15,000	0.18	35	0	0	-192,566	-851	-4,445
191	H18.3.22		15,000	0.18	35	0	0	-207,566	-923	-5,368
192	H18.3.26	10,000		0.18	4	0	0	-203,047	-113	0
193	H18.4.14	5,000		0.18	19	0	0	-198,575	-528	0
194	H18.4.27		16,000	0.18	13	0	0	-214,575	-353	-353
195	H18.5.30		15,000	0.18	33	0	0	-229,575	-969	-1,322
196	H18.7.4		15,000	0.18	35	0	0	-244,575	-1,100	-2,422
197	H18.7.22	8,000		0.18	18	0	0	-239,600	-603	0
198	H18.8.10		15,000	0.18	19	0	0	-254,600	-623	-623
199	H18.9.14		15,000	0.18	35	0	0	-269,600	-1,220	-1,843
200	H18.10.1	4,000		0.18	17	0	0	-268,070	-627	0
201	H18.10.19		15,000	0.18	18	0	0	-283,070	-660	-660

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
202	H18.11.25		15,000	0.18	37	0	0	-298,070	-1,434	-2,094
203	H19.1.4		15,000	0.18	40	0	0	-313,070	-1,633	-3,727
204	H19.2.6		15,000	0.18	33	0	0	-328,070	-1,415	-5,142
205	H19.3.15		15,000	0.18	37	0	0	-343,070	-1,662	-6,804
206	H19.4.16		15,000	0.18	32	0	0	-358,070	-1,503	-8,307
207	H19.5.21		15,000	0.18	35	0	0	-373,070	-1,716	-10,023
208	H19.6.26		15,000	0.18	36	0	0	-388,070	-1,839	-11,862
209	H19.7.31		15,000	0.18	35	0	0	-403,070	-1,860	-13,722
210	H19.9.5		15,000	0.18	36	0	0	-418,070	-1,987	-15,709
211	H19.10.11		15,000	0.18	36	0	0	-433,070	-2,061	-17,770
212	H19.11.16		15,000	0.18	36	0	0	-448,070	-2,135	-19,905
213	H19.12.21		15,000	0.18	35	0	0	-463,070	-2,148	-22,053
214	H20.1.28		15,000	0.18	38	0	0	-478,070	-2,405	-24,458
215	H20.3.4		15,000	0.18	36	0	0	-493,070	-2,351	-26,809
216	H20.4.9		15,000	0.18	36	0	0	-508,070	-2,424	-29,233
217	H20.5.14		15,000	0.18	35	0	0	-523,070	-2,429	-31,662
218	H20.6.19		15,000	0.18	36	0	0	-538,070	-2,572	-34,234
219	H20.7.25		15,000	0.18	36	0	0	-553,070	-2,646	-36,880
220	H20.9.2		15,000	0.18	39	0	0	-568,070	-2,946	-39,826
221	H20.10.9		15,000	0.18	37	0	0	-583,070	-2,871	-42,697
222	H20.12.13		23,000	0.18	65	0	0	-606,070	-5,177	-47,874
223	H21.1.25		15,000	0.18	43	0	0	-621,070	-3,565	-51,439
224		2,614,000	3,399,103	0.18	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成 23 年 4 月 15 日

大阪地方裁判所第16民事部

裁判所書記官 森 本 貴 宏